みやしろ戦隊ハナレンジャー　サポートメンバー要綱

【目的】

第１条　この要綱は、宮代町、埼玉県のＰＲのために宮代町商工会が主催及び参加するイベント等において、宮代町商工会青年部（以下「青年部」という。）がその権利を管理する、宮代町ご当地ヒーロー「みやしろ戦隊ハナレンジャー」の活動を支援するサポートメンバーを置くことについて、必要な事項を定めるものとする。

【名称】

第 2 条　この団体の名称は「みやしろ戦隊ハナレンジャーサポートメンバー」(以下「サポートメンバー」という。)とする。

【活動】

第３条　サポートメンバーの活動内容は、次の各号のとおりとする。

(1)　イベント等でのショーにてスーツアクターとして出演

(2)　イベント等でのスーツアクターとして握手会・撮影会・賑やかしなどの出演

(3)　イベント等での MC・音響・照明・警備・運営の補助作業

【加入資格】

第４条　サポートメンバーへの応募資格・入会資格は、次の各号のとおりとする。

(1)　運営理念を理解し、遵守できる人

(2)　16 歳以上の人

(3)　みやしろ戦隊ハナレンジャー及び宮代町が好きな人

(4)　みやしろ戦隊ハナレンジャーと宮代町、埼玉県のＰＲ活動をしたい人

(5)　ショーの練習をする宮代町内某所に来ることが出来る人

(6)　アクション・舞台経験は不問

(7)　謝礼目当てでない人

(8)　しっかりと連絡の取れる人

(9)　一般常識のある人

(10)　子供が好きな人

(11)　キャストの正体や練習場所などの秘密を守れる人

【事務局】

第５条　サポートメンバーの事務局は、宮代町商工会内に置く。

【加入】

第６条　加入を希望する者は「みやしろ戦隊ハナレンジャーサポートメンバー加入申請書」を、宮代町商工会青年部部長(以下「部長」という。)へ提出するものとする。

2　部長へ加入届を提出したのち、翌月の宮代町商工会青年部定例会にて承認を得たものが正式に加入を認められる。

3　承認を受け正式に加入をするまでの期間は仮加入期間とする。

【報酬等】

第７条　出演料・交通費が払われる出演において、サポートメンバーが第３条に定める活動をおこなった場合には、別に定める交通費(宮代町商工会を起点とした公共交通機関の最低金額)を支払う。

【脱退】

第８条　サポートメンバーが「みやしろ戦隊ハナレンジャーサポートメンバー脱退届」により部長へ脱退を申し出た場合

２　サポートメンバーの言動及び行動が、宮代町の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。

【その他】

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、青年部が別に定めることとする。

付則

この要綱は、平成 28 年 10 月 21 日から施行する。